

2022 年度 電力需給ひっ迫警報が発令された場合の愛知県の対応

～「緊急プログラム」の実施～

(照明)

◎安全を確保しながら、できる限り照明機器を消灯し、電気使用量の削減を強化する。

- ・事務室の照明を原則 2 分の 1 消灯（業務上支障がある場合を除く）。

(エレベーター等)

◎身障者をはじめ県民の皆様の利用に配慮しつつ、エレベーター等をできるだけ停止する。

＜本庁舎・西庁舎・自治センター＞

- ・エレベーターは、各庁舎 2 基のみ稼動（その他は、業務用 1 基を除き、すべて停止）。
- ・職員（身障者等の配慮を要する職員を除く）は、庁舎内の上り・下り 5 階差までの移動には、エレベーターの使用を控えて階段を利用する。

＜地方機関・県有施設＞

- ・本庁舎等の取組に準じ、エレベーター等を可能な範囲で一部停止。

(OA 機器)

◎パソコン等の OA 機器の節電・省エネを一層進める。

- ・昼の休憩時間中はパソコンの使用を原則停止。
- ・コピー室に複数あるコピー機は、原則 2 分の 1 を使用停止（電源 OFF）。
- ・事務室内のプリンター使用は原則 1 台に限る（複数ある場合には、1 台以外は電源を切る）。

(その他の電気機器・設備)

◎不要不急の電気機器の使用停止を徹底する。

- ・電気機器のコンセントプラグは使用するときにつなぐ（通常は抜いておく）。

(施設の特性に依じた対策)

- ・浄水場…除湿機等の一部停止等。
- ・県営都市公園等…修景のための噴水・流水施設を停止（愛・地球博記念公園、あいち健康の森公園、尾張広域緑道など）。

(県民等への広報)

◎県民や市町村に対して、電力需給に関する情報提供と一層の節電の協力を要請する。

- ・県のホームページ等において、電力需給等に関する情報提供と一層の節電の協力の呼びかけを行うとともに、市町村に対しても県の防災行政無線等を活用した情報提供・節電協力要請を実施。